



# 6月のお知らせ

事業主の  
みなさまへ



## 令和6年度 働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コースについて

### ★対象事業主（すべてに該当）

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 ※資本金・労働者数の要件あり
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している
- 交付申請時点で、下記「成果目標」①～③の設定に向けた条件を満たしている

### ★成果目標（以下から1つ以上選択し、達成を目指して取組を実施）

①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減【**上限額 100～200万円**】

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数		事業実施前の設定時間数	
		時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を	月60時間以下に設定	200万円	150万円
	月60～80時間以下に設定	100万円	—

②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入【**上限額 25万円**】

③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入【**上限額 25万円**】

○上記に加え、指定する労働者の時間あたりの賃金額を3～5%以上で引き上げると上限額の加算あり

常時使用する労働者数が30人以下の場合 ※(常時使用する労働者数が30人を超える場合は、以下の半額が加算)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

### ★助成対象となる取組（いずれか1つ以上を実施）

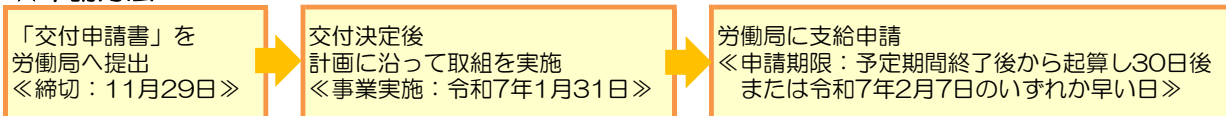
- A 労務管理担当者に対する研修
  - B 労働者に対する研修、周知・啓発
  - C 外部専門家によるコンサルティング
  - D 就業規則・労使協定等の作成・変更
  - E 人材確保に向けた取り組み
  - F 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
  - G 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新
- ※原則 パソコン、タブレット、スマートフォンは対象外

### ★助成額

『成果目標』の達成状況に応じ、上記取組の実施にかかった経費の一部を支給【**助成額最大730万円**】

I 上記①～③の上限額+④の加算額	II 対象経費の合計額×補助率3/4
※ I、IIのいずれか低い額	

### ★申請方法



### ★6月の営業土曜日は以下のとおりです。



1日(土) 休  
8日(土) 休  
15日(土) 休  
22日(土) 営業(労務)  
29日(土) 営業(労務)

### ★ご質問、ご相談はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所  
TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929  
URL : <http://www.terazei.com/>